

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県総合文化センター条例	公 布 日	平成6年3月29日
条 例 番 号	平成6年三重県条例第5号	直 近 改 正 日	平成22年3月29日
所管部局課	環境生活部文化振興課	電 話 番 号	059-224-2233
条例の概要	地方自治法第244条の2第1項に基づき、三重県総合文化センターの設置、管理に関する事項を定めたものである。		条例の 類型 財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の文化芸術活動、生涯学習活動、男女共同参画活動にかかる県域拠点施設として設置しており、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例で定めることが必要
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第244条に基づく公の施設であり、条例が必要
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	指定管理者制度を導入し、事務・事業については指定管理者との管理協定で確認している。直近3か年の施設利用者数(図書館を含む)はいずれも100万人を超えている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例で定めることが必要
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)、同法第228条第1項(手数料)
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	施設の設置、管理について各条文に規定しており、整合している。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンに掲げる「文化の振興(施策261)」「生涯学習の振興(施策262)」「男女共同参画の社会づくり(施策212)」に寄与。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合、施設の設置、管理についての根拠規定がなくなり、県行政運営に支障が生じる。また利用者、施設管理者の混乱を招く。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	利用料金は施設の維持管理にかかる費用について利用者負担を求めるものであり、効果及びコストの配分は適正と考える。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県有施設として、広く県民の利用に供しており、利用にかかる手続は適正と考える。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		はい	条例本文に規定はないが 施設管理者との管理協定において配慮している。					
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい						
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特	記	事	項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。							